(2)　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　当該対象会計年度後のいずれかの対象会計年度において、当該構成員等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受けることが見込まれる場合　その適用を受けることが見込まれる金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(ii)　当該対象会計年度において、当該構成員等がその所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額を減算した金額

ロ　受動的所得の金額　当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を減算した金額（当該減算した金額と受動的所得被配分当期対象租税額（次条第五項第二号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額をいい、同条第七項の規定の適用を受ける場合には同項第三号ロに規定する配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に同号ロ(1)に掲げる金額が同号ロ(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。第九項第一号及び第十項において同じ。）とを合計した金額が(3)に掲げる金額を超える場合には、当該金額のうち当該減算した金額に係る部分の金額）

(1)　当該構成員等の配分可能繰延対象租税額（当該構成員等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合にはその適用がないものとして計算した場合の配分可能繰延対象租税額とし、第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該構成員等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(2)　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　当該対象会計年度後のいずれかの対象会計年度において、当該構成員等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受けることが見込まれる場合　その適用を受けることが見込まれる金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(ii)　当該対象会計年度において、当該構成員等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受ける場合　零から、その適用を受ける金額のうち(1)に掲げる金額に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額を減算した金額

(3)　当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額に、基準税率から当該構成員等の所在地国の租税に関する法令における当該受動的所得の金額に係る対象租税の額がないものとして計算した場合の当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に規定する国別実効税率（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の同条第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）を控除した割合を乗じて計算した金額

六　構成会社等又は共同支配会社等がその有する恒久的施設等につき令第百五十五条の三十第二項（恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合　当該対象会計年度に係る当該恒久的施設等の配分可能繰延対象租税額（当該恒久的施設等に係る適用税率が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る適用税率よりも高い場合（これらの適用税率のいずれもが基準税率を上回る場合を除く。）には当該構成会社等又は共同支配会社等に係る適用税率によるものとした場合に算出される当該配分可能繰延対象租税額とし、欠損の金額に係る繰延税金資産に係る部分の金額を除く。）のうち同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該構成会社等又は共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額（構成会社等にあつては令第百五十五条の十八第一項第一号に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいい、共同支配会社等にあつては同項第二号に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいう。）（令第百五十五条の十九から第百五十五条の二十九まで（国際海運業所得等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に加算される金額に係る部分の金額

5　前項第四号に規定する受動的所得の金額とは、構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれる次に掲げる金額のうち、外国子会社合算税制等により当該構成会社等又は共同支配会社等に係る親会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされるものをいう。

一　支払を受ける利子（これに相当するものを含む。）の額

二　支払を受ける利益の配当（これに相当するものを含む。）の額

三　支払を受ける資産の貸付けによる対価の額

四　支払を受ける使用料の額

五　保険契約であつて年金を給付する定めのあるものに基づいて支払を受ける年金の額

六　前各号に掲げる金額に係る利益の額（これに類する利益の額を含む。）を生じさせる資産につき、その運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額（前各号に掲げる金額に係る利益の額を除く。）

第三十八条の二十八第十二項中「過去対象会計年度」を「、過去対象会計年度」に、「第百五十五条の三十五第一項第一号」を「第百五十五条の三十五第二項」に、「同条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十一項を同条第三十一項とし、同条第十項を同条第三十項とし、同条第九項第一号から第三号までの規定中「当該適用を」を「その適用を」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第八項を同条第二十八項とし、同条第七項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、同項第二号に係る部分の金額を除く」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第六項中「に限る。）に」を「（特定外国子会社合算税制等に係る部分の金額を除く。）に限る。）に」に、「並びに第四項」を「、次項並びに第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の七項を加える。

20　各対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金負債（当該対象会計年度において計上されたものに限る。以下この項において同じ。）のうちに当該対象会計年度（以下この項において「適用対象会計年度」という。）の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されることが見込まれない部分に係る金額がある場合において、特定多国籍企業グループ等の当該適用対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（令第百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額の計算につき、その見込まれない部分に係る金額がある繰延税金負債に係る取戻繰延税金負債を後入先出法